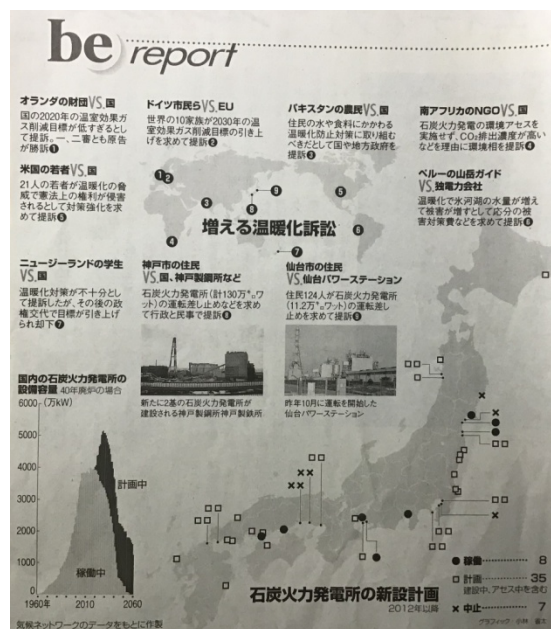


## 増える温暖化訴訟

先にレポートしたように、3月2～3日に神戸大学で開催された第35回日本環境会議40周年記念神戸大会のテーマは「エネルギー政策の転換をもとめて」であった。地球温暖化のもとで、原発とともに石炭火力発電問題に焦点があてられた。

写真の朝日新聞2018年12月8日朝刊「be report」に関連記事が掲載されているので抜粋して紹介する。リードから一気候変動による危険を感じだした住民が、温暖化対策の強化を求めて国や企業を訴える裁判が、世界で1400件以上も起きている。日本でも温暖化や大気汚染の元凶とされる石炭火力発電の新設をめぐって2件の訴訟が提起された。勝訴はまだ少ないが、公害やたばこに反対した訴訟のように社会に変化をもたらすかもしれない。



神戸製鋼所の神戸製鉄所(神戸市灘区)周辺住民ら12人が11月19日、新設される石炭火力発電所(2基で出力計130万 $\text{kW}$ )から出る二酸化炭素( $\text{CO}_2$ )の規制などを国に求める行政訴訟を起こした。住民らは9月、神戸製鋼所や電気を購入する関西電力など3社に建設や稼働の差し止めを求める民事訴訟も神戸地裁に起こした。

「西日本豪雨や台風21号を経験して温暖化を実感した。異常気象が当たり前になるのが恐ろしい。親として先頭に立つしかない」。高田寿子さん(36)は、9歳の娘とともに両訴訟の原告になった。豪雨では近所でも土砂崩れなどの被害が起きた。同製鉄所では2基の石炭火力発電所(計140万 $\text{kW}$ )が10年以上前から動いている。近くの幼稚園に通っていた娘はぜんそくを発症し、高田さん自身も呼吸器系の病気にかかったという。

原告側は、新たな発電所が稼働すれば、大気汚染により健康で平穏に生活する権利(健康平穏生活権)や $\text{CO}_2$ の追加排出により安定した気候を享受する権利(安定気候享受権)が侵害されると訴えている。高田さんは「動き出せば30～40年続くので、稼働前に止めるしかない」と述べている。

「先進国が石炭火力発電の廃止に向かっている中、日本は逆に増やしている」。11月7日仙台地裁で明日香寿川・東北大学教授が説明した。環境NGO「気候ネットワーク」によると、国内では2012年以降、50基の石炭火力建設計画が持ち上がり、これまでに7基が中止されたものの、8基は稼働し、35基の計画が残っている。

明日香さんら住民 124 人は昨年 9 月、関西電力と伊藤忠商事の各子会社が出資する仙台パワーステーションの石炭火力発電所（仙台市宮城野区、11.2 万<sup>キ</sup>ワット）の運転差し止めを求める訴訟を起こした。環境影響評価（アセスメント）は、法による対象が 11.25 万<sup>キ</sup>ワット以上なので実施されず、翌月に営業運転を開始した。

原告側は、発電所からの微小粒子状物質 (PM2・5) など 40 年間に肺がんや呼吸器疾患などにより住民約 760 人が死亡するのに加え、営利目的で CO<sub>2</sub> を大量に排出することは温暖化防止のパリ協定や国の温暖化対策目標に逆行し、生命・健康・身体を脅かす人格権の侵害にあたるとする。これに対して被告側は「すべての法令を順守しており、(原告の主張するような) 権利侵害はない」などとして棄却を求めている。

(2019 年 3 月 10 日)